

後期高齢者医療制度のお知らせ

市民保険課高齢者医療係 ☎57-8506

保険料率が変わりました

- ▶ 被保険者均等割額 54,394円
- ▶ 所得割率 11.42%

◆保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{均等割} + \text{所得割}$$

一人あたりの年間保険料 = 均等割 (加入者全員が等しく負担) + 所得割 (所得に応じて負担)

※賦課基準額…総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)から、山林所得金額、土地建物の譲渡所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額

1人あたりの年間保険料の上限は57万円です。

後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までとなっています。

新しい保険証(茶色)は7月25日頃、みどり色の封筒でお届けします。

また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までとなっています。

現在認定証をお持ちで、8月から該当する人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。



保険料の支払いを「口座振替」に変更できます

保険料を年金からお支払いされている人で、口座振替でのお支払いを希望される場合は、市民保険課または各支所の窓口で手続きをしてください。

※被保険者証、印鑑、金融機関での口座振替申込書の控えが必要です

不明なことはお気軽にお問い合わせください



保険料の軽減措置のお知らせ

1【被保険者均等割額の軽減】

世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額(※)の状況により軽減の判定をします。

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	5,439円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	8,159円	33万円以下
5割	27,197円	33万円+(26万5千円×被保険者数)以下
2割	43,515円	33万円+(48万円×被保険者数)以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

2【所得割額の軽減】

被保険者本人の総所得金額などの状況により軽減の判定をします。

軽減割合	被保険者の所得
5割(所得割額の1/2相当)	保険料の賦課の基となる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は、収入額が211万円以下

3【被用者保険の被扶養者であった人の軽減】

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった人は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注)同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

香南市役所

香南市の取り組みや事業を紹介するコーナーです



伝言板

市内一斉清掃を実施しました

6月5日(日) 環境対策課 ☎57-8508

朝早くから皆さまのご協力をいただき、市内各所で行われた今回の一斉清掃では、合計約14トンのごみ、1,025袋分の土砂を回収しました。ご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

年々、一斉清掃で回収するごみの量は減ってきていますが、まちをさらにきれいにするため、ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう、させないよう、皆で取り組んでいきましょう。これからもご協力をよろしくお願いいたします。



■次回の一斉清掃は12月上旬を予定しています。

のいち駅駐輪場の利用を一部制限します

【期間】7月21日(木)~23日(土)

のいち駅前のロータリー化と市道駅前東西線への接続工事に伴い、駅東側の駐輪場が利用(立ち入り)できなくなります。

これに併せて、市営バス乗降場所も変更します。代替の乗降場所は制限期間が近づきましたら現地看板などでお知らせします。

皆さまのご協力をお願いします。

※期間が近づきましたら、周辺に予告看板を設けますのでご確認ください。



平成28年度香南市表彰の候補者を募集します

市では、産業・教育・文化・保健衛生・環境・福祉などの各分野で活躍されている方や団体、まちづくりを積極的に行ってくださっている方、地域を元気にする取り組みをされている団体など、市の発展に貢献された方などを表彰します。

表彰にふさわしい個人・団体の推薦をお願いします。

■募集期間
7月15日(金)~8月26日(金)

■推薦方法など

所定の推薦書に必要事項を記入し、提出してください。
◎推薦書は、市役所総務課、各支所で配布しているほか、香南市のホームページからダウンロードすることもできます。 <http://www.city.kochi-konan.lg.jp>
◎表彰の決定は、香南市表彰審査委員会の審査によります。

◎表彰式は11月に行います。

■表彰の対象

下の事項に該当する個人または団体

- ① 市政の発展に尽くした
- ② 産業の発展に尽くした
- ③ 教育・文化の振興に寄与した
- ④ 保健衛生の向上に尽くした
- ⑤ 社会福祉の増進に尽くした
- ⑥ 環境の保全に尽くした
- ⑦ まちづくり(自治会等、地域)の発展に尽くした
- ⑧ 特に市民の模範となるべき善行があった
- ⑨ 災害の防除に尽くした
- ⑩ 事故・災害等で人命を救助した
- ⑪ 上記以外で、特に表彰すべき実績のあるもの

■問い合わせ・提出先

〒781-5292 香南市市町西野2706番地
香南市役所総務課 ☎57-8500

